

新型コロナウイルス感染症の影響と 裁判所の対応

1 はじめに

令和元年末頃,海外で新型コロナウイルス感染症が報告され,令和2年1月には,新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認された。その後,国内における感染者が増加し,令和2年4月7日には,人の移動を最小化する等の感染防止の観点から,政府により緊急事態宣言が発出され,社会経済活動は大きく抑制された。同年5月25日までに緊急事態宣言は全国で解除され,社会経済活動も徐々に再開されたものの,その後も感染が収束するには至らず,新しい生活様式の下,社会経済活動と感染拡大防止の両立が図られてきた。裁判所も,国の機関として,人の移動をできる限り回避して感染拡大を防止するとともに司法機関としての機能を維持する観点から,緊急事態宣言下において,地域の実情にも留意しながら,裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し,多くの期日を取り消す等の対応をとり,緊急事態解除宣言後も,感染拡大防止の対策を講じながら,段階的に業務を再開してきた。

【令和2年における新型コロナウイルス感染症を巡る社会的事象と裁判所の対応】

	社会的事务	裁判所の対応	
4 0 4 4 0 0	社会的事象	数刊所の対応	
1月16日	国内で初の新型コロナウイルス感染症感染者を確認		
1月30日	世界保健機関(WHO)の緊急委員会が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言		
2月1日	新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく 指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定	・手洗い、咳エチケットの励行、マスク着用の推奨、 傍聴席における間隔を空けた着席のお願い、 「三つの密」の回避などの感染拡大防止策の実施 ・期日の性質や当事者の意向を踏まえた期日の取消	
2月25日	政府が、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定		
2月27日	内閣総理大臣が,全国全ての小学校,中学校,高等学校, 特別支援学校について,3月2日からの臨時休校を要請	し(東京地裁では, 学校の臨時休校要請も踏まえ, 3月実施予定の裁判員裁判期日の多くを取消し)	
3月28日	政府が、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 を決定		
4月7日	緊急事態宣言発出 実施期間:5月6日まで 対象地:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県,大阪府, 兵庫県,福岡県	・感染が拡大していた特定警戒都道府県を中心に, 裁判所として必要な機能を維持できる範囲に 業務を縮小	
4月16日	緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大		
5月4日	緊急事態措置の実施期間を,5月31日まで延長	・事態の長期化に伴い、 裁判手続の再開に向けた検討 ・緊急事態措置の対象にならなくなった地域で、 感染防止策を講じ、地域の実情にも留意しながら、 段階的な業務の再開	
5月14日	緊急事態措置の実施区域の変更 対象地:北海道,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,京都府,大阪府,兵庫県		
5月21日	緊急事態措置の実施区域の変更 対象地:北海道,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県		
5月25日	緊急事態解除宣言		
11月9日	新型コロナウイルス感染症対策分科会が、 これまでの経験や新たな知見等に基づき 業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言	・最高裁において、公衆衛生学等の専門的知見に 基づき、裁判所の感染防止対策の在り方を整理・公表 (マスク着用の徹底、傍聴席の利用制限の緩和等)	
令和3年	緊急事態宣言発出 対象地:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県 (1月13日に,栃木県,大阪府,京都府,兵庫県,愛知県, 岐阜県,福岡県を追加。3月21日までに全ての対象地で緊 急事態解除宣言。)	・効果的な感染防止対策を実施しつつ, 電話会議やウェブ会議の活用など裁判運営上の工夫 等を行い, 緊急事態宣言の対象地域に所在する裁判 所においても, 裁判業務を継続。	

このように、令和2年における新型コロナウイルス感染症の感染拡大は裁判に大きな影響を与えた。業務の縮小とその後の段階的な業務の再開という事態は、令和2年の統計データに大きな影響を与え、令和3年以降の統計データにもその影響が及ぶと思われる。また、感染拡大防止と司法機関としての機能の維持の両立を図る観点から、裁判運営上の工夫も凝らされているところであり、裁判運営の改善の契機ともなり得る。新型コロナウイルス感染症の感染拡大があった令和2年の統計と裁判所の対応状況を調査し、整理しておくことは、今回の報告書における最新の統計データに基づく審理期間等の状況の検証やこれまでの検証結果のフォローアップを行う前提として必要であると思われる上、新型コロナウイルス感染症が令和2年中には収束せず、今後の感染状況やその影響について見通せないことを踏まえると、今後の検証に向けても有益であろう。

そこで、本章では、全国の中でも東京都の感染状況が深刻であったことを踏まえ、東京地方裁判所本庁 (以下「東京地裁本庁」ということがある。)及び東京家庭裁判所本庁(以下「東京家裁本庁」ということ がある。)の令和2年の月ごとの統計を示した上で、新型コロナウイルス感染症が統計に与えた影響を分析 するとともに(後記「2 令和2年の月ごとの事件の概況」)、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け た裁判所の対応について、東京地裁本庁及び東京家裁本庁で実施した調査の結果も交えながら、報告する (後記「3 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応」)。

2 令和2年の月ごとの事件の概況

1 はじめに

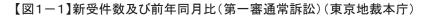
令和2年4月7日からの緊急事態措置の実施期間中には多くの裁判所で業務を縮小し、同年5月の緊急 事態解除宣言後は、段階的に業務を再開したところ、一連の裁判所の対応は事件処理状況に影響を与えたも のと思われる。そこで、本報告書では、これまで行ってきた統計データの分析に加え、全国の中でも新型コ ロナウイルス感染症の影響が大きかった東京地裁本庁及び東京家裁本庁の月ごとの統計データを用いて、新 型コロナウイルス感染症が統計に与えた影響を分析することとする。

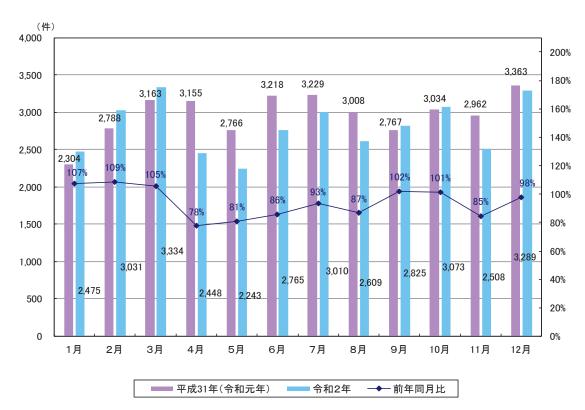
2 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁における令和2年の月ごとの事件の概況

(1) 民事事件

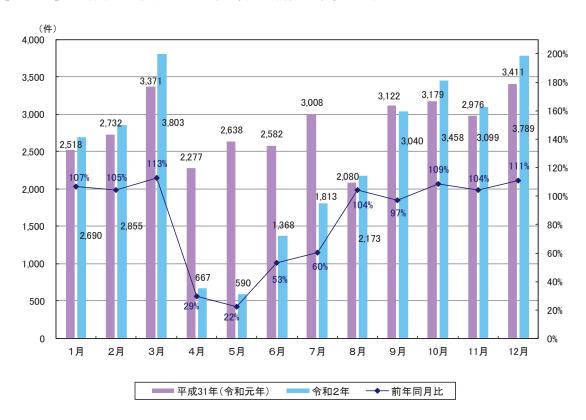
〇 民事第一審通常訴訟事件

東京地裁本庁における民事第一審通常訴訟事件の令和 2 年の新受件数と前年同月比については【図 1-1】,既済件数と前年同月比については【図 1-2】,未済件数と前年同月比については【図 1-3】のとおりである。

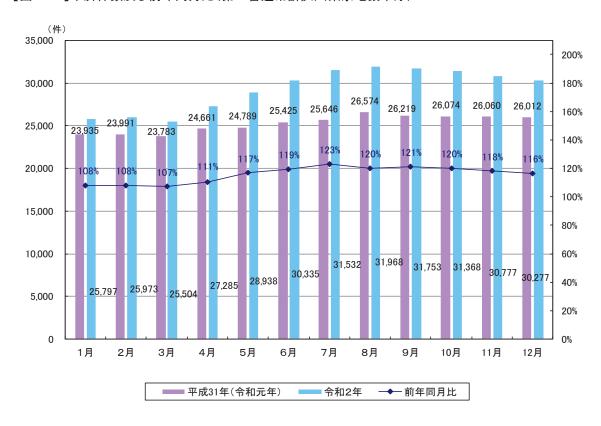




【図1-2】既済件数及び前年同月比(第一審通常訴訟)(東京地裁本庁)



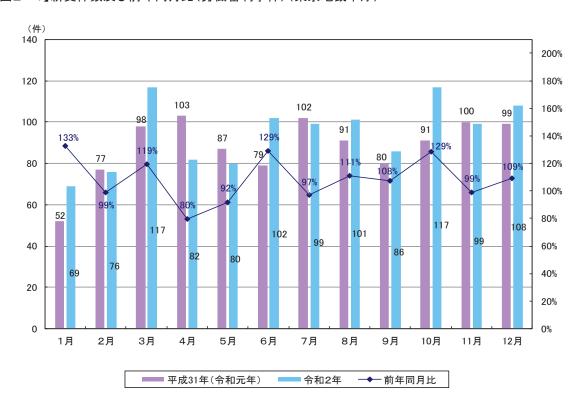
【図1-3】未済件数及び前年同月比(第一審通常訴訟)(東京地裁本庁)



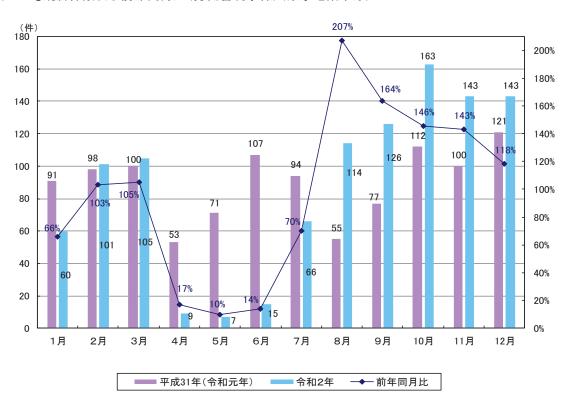
〇 労働審判事件

東京地裁本庁における労働審判事件の令和 2年の新受件数と前年同月比については【図 2-1 】,既済件数と前年同月比については【図 2-2 】のとおりである。

【図2-1】新受件数及び前年同月比(労働審判事件)(東京地裁本庁)



【図2-2】既済件数及び前年同月比(労働審判事件)(東京地裁本庁)

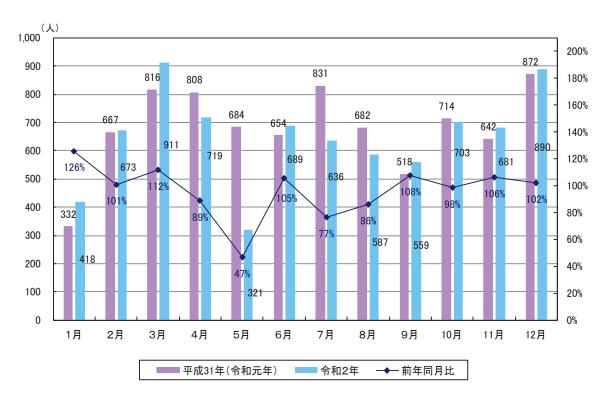


(2) 刑事事件

〇 刑事通常第一審事件1

東京地裁本庁における刑事第一審通常事件の令和 2 年の新受人員(延べ人員 2)と前年同月比については【図 3-1】,終局人員(実人員 3)と前年同月比については【図 3-2】,未済人員(延べ人員)と前年同月比については【図 3-3】のとおりである。

【図3-1】新受人員(延べ人員)及び前年同月比(刑事通常第一審事件)(東京地裁本庁)

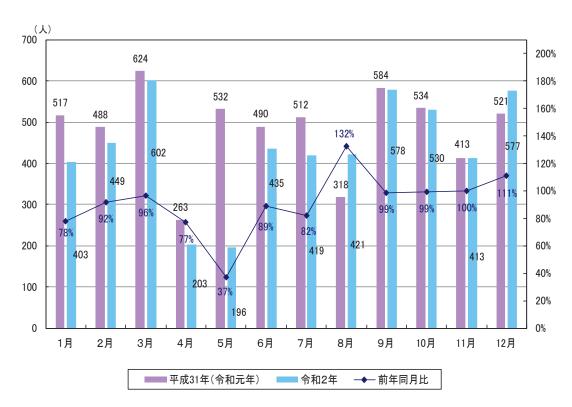


^{1 「}刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

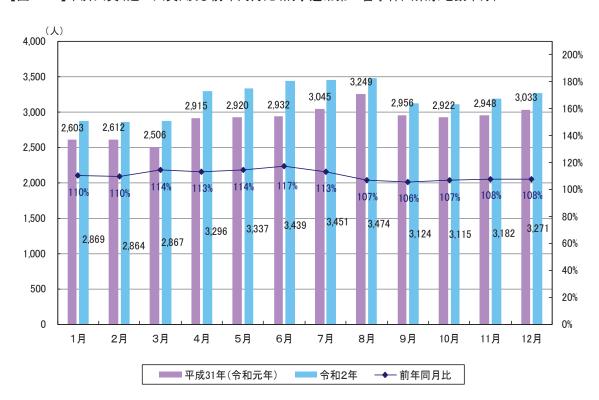
² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度一人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り一人として計上したものを指す。

【図3-2】終局人員(実人員)及び前年同月比(刑事通常第一審事件)(東京地裁本庁)



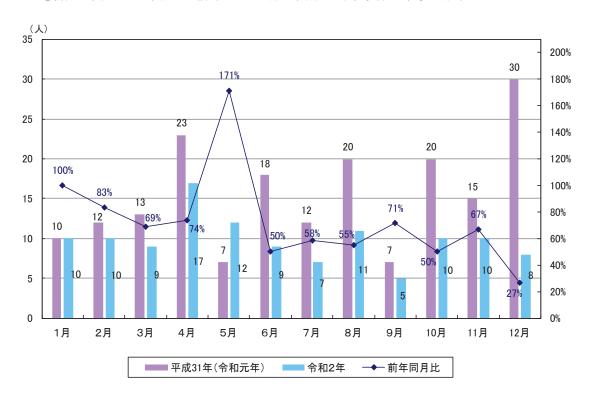
【図3-3】未済人員(延べ人員)及び前年同月比(刑事通常第一審事件)(東京地裁本庁)



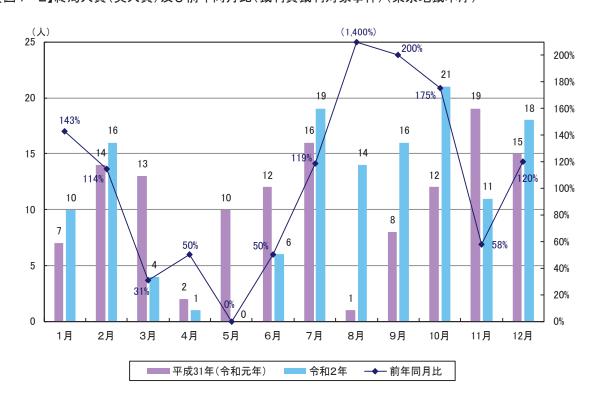
〇 裁判員裁判対象事件

東京地裁本庁における裁判員裁判対象事件の令和 2 年の新受人員(延べ人員)と前年同月比については【図 4-1】,終局人員(実人員)と前年同月比については【図 4-2】のとおりである。

【図4-1】新受人員(延べ人員)及び前年同月比(裁判員裁判対象事件)(東京地裁本庁)



【図4-2】終局人員(実人員)及び前年同月比(裁判員裁判対象事件)(東京地裁本庁)

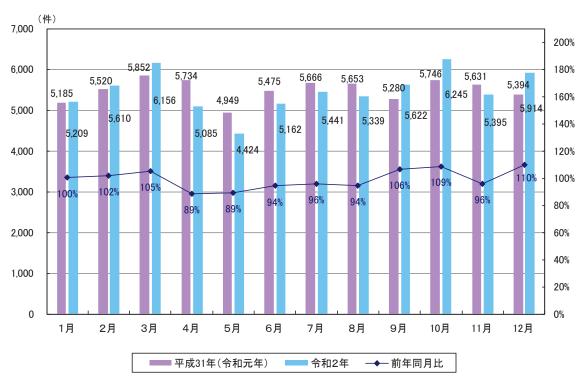


(3) 家事事件4

〇 別表第一審判事件

東京家裁本庁における別表第一審判事件の令和 2年の新受件数と前年同月比については【図 5-1】,既 済件数と前年同月比については【図 5-2】のとおりである。

【図5-1】新受件数及び前年同月比(別表第一審判事件)(東京家裁本庁)

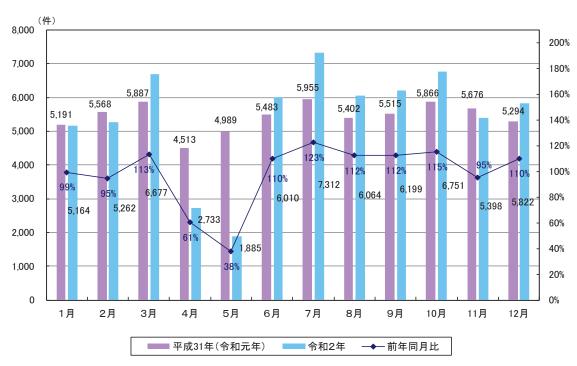


※別表第一審判事件の主な事件としては、子の氏の変更や相続放棄の申述、後見に関するものなどがある。

第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に

「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

⁴「家事事件」とは、家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第一に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第一審判事件」という。)、別表第二に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第二審判事件」という。)、別表第二に掲げる事項についての調停事件(以下「別表第二調停事件」という。)及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件(以下「一般調停事件」という。)である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表



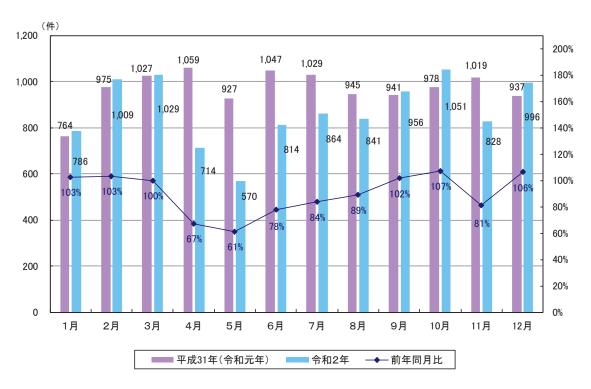
【図5-2】既済件数及び前年同月比(別表第一審判事件)(東京家裁本庁)

※別表第一審判事件の主な事件としては、子の氏の変更や相続放棄の申述、後見に関するものなどがある。

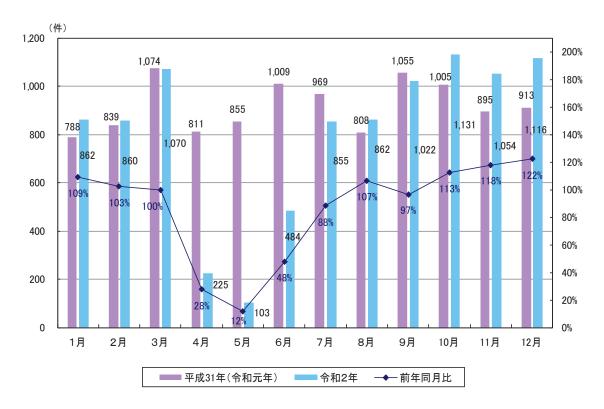
〇 調停事件

東京家裁本庁における調停事件の令和2年の新受件数と前年同月比については【図6-1】,既済件数と前年同月比については【図6-2】,未済件数と前年同月比については【図6-3】のとおりである。

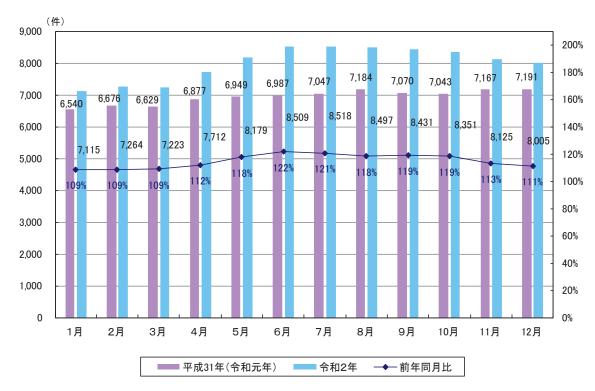




【図6-2】既済件数及び前年同月比(調停事件)(東京家裁本庁)



【図6-3】未済件数及び前年同月比(調停事件)(東京家裁本庁)



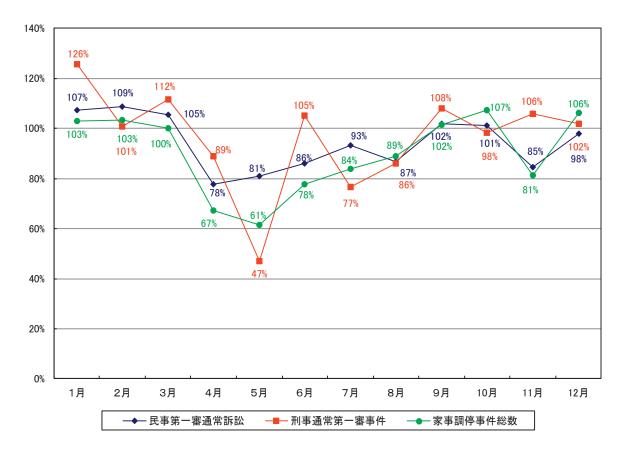
(4) 東京地裁本庁及び東京家裁本庁における令和2年の統計の分析

令和2年の東京地裁本庁及び東京家裁本庁の月ごとの統計を見てみると、事件類型によってばらつきはあるものの、民事事件、刑事事件、家事事件のいずれも、既済件数⁵は、4月及び5月を中心に減少し、緊急事態解除宣言後である6月以降回復し、8月以降は、前年同月と同程度又はそれ以上の既済件数となっている事件類型が多い。東京地裁本庁及び東京家裁本庁では、新型コロナウイルス感染症感染拡大、緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所の業務を縮小し、また、緊急事態解除宣言後は段階的に業務を再開させているところ、既済件数の統計にその影響が表れたものと考えられる。なお、新受件数についても、緊急事態措置の実施期間中も受付業務は継続していたにもかかわらず、4月及び5月を中心に減少していることがうかがわれる。

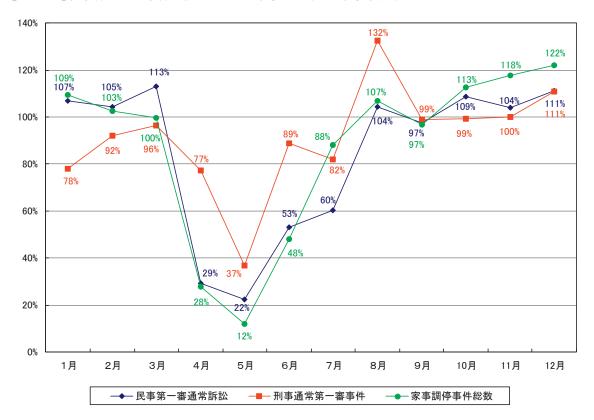
業務縮小や業務再開の状況は事件類型によって異なっており、その違いが統計にも表れている。東京 地裁本庁及び東京家裁本庁における民事第一審通常訴訟、刑事通常第一審事件及び家事調停事件につい て、新受件数の前年同月比を比較したのが【図7-1】、既済件数の前年同月比を比較したのが【図7-2】, 未済件数の前年同月比を比較したのが【図7-3】である。緊急事態措置の実施期間中, 民事第一 審通常訴訟及び家事調停事件は,多くの事件を取り消し,緊急事態解除宣言後も直ちに業務を全て再開 させたわけではなく、段階的に業務を再開させた。他方、刑事通常第一審事件では、被告人が勾留され ている事件については緊急事態措置の実施期間中も原則として期日を実施した。このため, 既済件数の 前年同月比は,刑事通常第一審事件に比べ,民事第一審通常訴訟及び家事調停事件は4月及び5月の落 込幅が大きく、また、6月から7月にかけて回復は限定的である(【図7-2】)。8月以降は、民事第一 審通常訴訟や家事調停事件の既済件数の前年同月比が 100%を超える月もあるが(【図7-2】), 7月以 降の未済件数の前年同月比は、刑事通常第一審事件に比べ、民事第一審通常訴訟及び家事調停事件の方 が高い(【図7-3】)。労働審判(【図2-2】)や裁判員裁判対象事件(【図4-2】)でも既済件数の前 年同月比は4月及び5月の落込幅が大きく、6月も回復は限定的であるが、8月以降、既済件数は前年 同月より大幅に増加している。労働審判の6月の回復が限定的である点については、当事者本人、代理 人及び労働審判員等の多数の関係者と期日調整が必要である上、期日の実施にまとまった時間を要し、 期日調整が難しかったためと考えられる。裁判員裁判対象事件については,もともと件数が少ないとこ ろ, 6月以降に裁判員裁判対象事件の選任手続期日及び公判期日の新たな指定が再開し, これらの期日 が8月以降に指定されたものと思われる。通常、8月は裁判員裁判対象事件の公判手続を実施すること が少ないことも相まって、8月の終局人員の前年同月比が特に高い数値として表れたと考えられる。ま た、別表第一審判事件では、基本的に書面審理で行われることもあって、緊急事態措置の実施期間中も 緊急性の高い事件を処理しており、既済件数の前年同月比は、4月及び5月の落込幅が小さく、6月以 降は100%を越えている(【図5-2】)。

⁵ 本章における「新受件数」,「既済件数」,「未済件数」には,それぞれ,刑事事件における新受人員,終局人員,未済人員を含めて表現している場合がある。

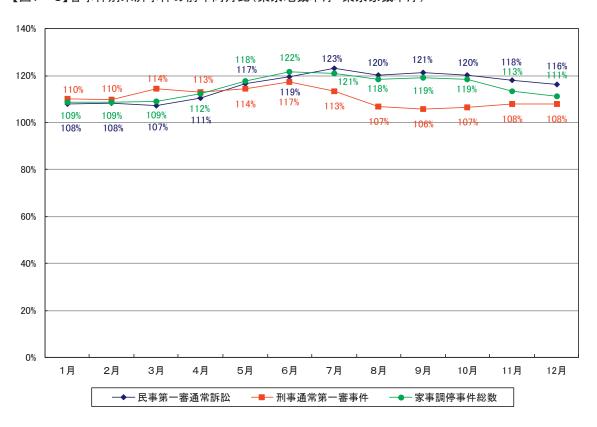
【図7-1】各事件別新受事件の前年同月比(東京地裁本庁・東京家裁本庁)



【図7-2】各事件別既済事件の前年同月比(東京地裁本庁・東京家裁本庁)



【図7-3】各事件別未済事件の前年同月比(東京地裁本庁・東京家裁本庁)



3 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応

1 はじめに

以下では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応について報告するが、まず、新型コロナウイルス感染症への対応の基礎とされた裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」(以下「BCP」という。)を説明した上で(後記2)、政府等の対応を含む社会的事象と裁判所の対応の全体像を明らかにし(後記3)、東京都における感染状況が深刻であったことも踏まえ、東京地裁本庁及び東京家裁本庁における対応状況について、調査の結果を踏まえ、報告する(後記4)。

2 新型インフルエンザ等対応業務継続計画(BCP)について

裁判所は、裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」(BCP)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を講じた。

BCPは、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法2条1号)発生時において、 想定される被害状況等に応じて、裁判所が求められる機能を維持し必要な業務を継続できるよう、適切な対 策を講じるため、政府のガイドライン(新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン)を踏ま えて定めたものであり、最高裁判所のBCPは、平成28年6月1日に策定された。

BCPでは、新型インフルエンザ等発生時において、利用者や職員の生命・健康を保護しつつ、最低限の機能を維持するため、新型インフルエンザ等発生時にも継続が必要な業務を絞り込み、人的資源を集中させるとともに、感染拡大につながるおそれのある業務は極力中断することとしている。最低限の機能を維持するため、緊急性が特に高い業務を一般継続業務とし、発生時継続業務6以外の業務については、緊急性や国民の権利利益に与える影響の大きさに応じて、優先順位を第1順位から第3順位まで付け、優先順位の低いものから縮小又は中断するものとしている(BCPの別紙2「業務の分類」参照。)。

⁶ 一般継続業務に加え, 感染防止対策業務など新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し, 又は業務量が増加する強化・ 拡充業務を併せて, 発生時継続業務という。

別紙2)

類

尔

6

ਅ

業

・裁判部の一般継続業務を継続 するために必要な事務(外部機関 対応, 会計事務, 広報事務, 管理事務 等) ・少年審判(観護措置がとられていない事件)に関一第2順位の裁判部の業務を継 第1順位の裁判部の業務を継 上記いずれにも該当しない総務・人事・会計・資料等の事務 ・検察審査会に関する事務 続するために必要な事務 続するために必要な事務 司法行政 給与事務 ・観護措置(令状に関する事務を含む。)に関す る事務 ・少年審判(親護措置がとられている事件)に関 その他の少年事件に関する事務 少年 する事務 する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされている |・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) 事件)に関する事務 その他の家事事件に関する事務 ・刑事公判(勾留がされている事件)に関する事務 |・保全に関する事務に記以外のもの) ・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事。家事審判に関する事務 ・刑事公判(勾留がされていない事件)に関する事。 ・安集調停に関する事務 人事訴訟に関する事務 ・家事調停に関する事務 家事 ・令状に関する事務 ・医療観察事件(鑑定入院命令・決定がされていな、・事件)に関する事務 ・ 令状(身柄に関する裁判を含む。)に関する事務 その他の刑事事件に関する事務 要な範囲内での訟廷事務 要な範囲内での訟廷事務 刑事 ・略式手続に関する事務 -上記業務を継続するために必 記業務を継続するために必 執行に関する事務(特に緊急性のあるもの) ・保全に関する事務(特に緊急性の高いもの) 倒産に関する事務(特に緊急性のあるもの) る事務 ・保全に関する事務(上記以外のもの) 執行に関する事務(上記以外のもの) 倒産に関する事務(上記以外のもの) その他の民事事件に関する事務 . 脳 コ 民事訴訟に関する事務 督促手続に関する事務 民事調停に関する事務 ・人身保護に関する事務 民事 •DV事件に関する事務 の受付 鲁 第2順位 一般継続業務のうち時継続業務のうち 第1順位 第3順位 発生時継続業務以外の業務

3 新型コロナウイルス感染症に関する社会的事象と裁判所の対応の全体像

(1) はじめに

各裁判所では、政府の方針や地域の実情等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応がとられており、その全てを網羅することは困難であるものの(裁判所の対応の一例として、東京地裁本庁、東京家裁本庁における対応状況を後記4で報告する。)、全体としてみれば、以下のような対応であった。

①緊急事態宣言発出前

政府等の示す感染拡大防止策を参考にした感染防止の対応。

②緊急事態措置の実施期間中

多くの裁判期日を取り消すなど,裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し,裁判 所を利用する当事者や職員の移動等をできる限り回避するための対応。

③緊急事態解除宣言後

各地の実情等を踏まえ、感染防止措置を講じながら、段階的に業務を再開。

以下では、政府における検討状況等を踏まえて対応の方針を示した一連の最高裁判所事務総局総務局 参事官事務連絡(以下「総務局参事官事務連絡」という。)の内容にも触れつつ、政府等の対応を含む社 会的事象と、裁判所の対応の全体像を明らかにする。

なお、裁判所の対応については、地域の実情等を踏まえながら、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、その業務に必要な態勢を検討するという司法行政的な側面と、期日の取消等の個々の裁判処理の側面とが不可避的に交錯するものであったため、各裁判所において全裁判官の間で申合せをしながら対応するなどの形が取られた。

(2) 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

ア 社会的事象

- ○令和2年1月16日
 - ・国内で初の新型コロナウイルス感染症感染者を確認。
- ○令和2年1月30日
 - ・世界保健機構(WHO)の緊急委員会が,新型コロナウイルス感染症が「国際的に懸念される公衆 衛生上の緊急事態」に該当すると宣言。
- ○令和2年2月1日
 - ・新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定。
- 令和 2 年 2 月 25 日
 - ・同月中旬頃には、新型コロナウイルス感染症陽性者が連日報告され、感染経路が明らかではない患者も散発的に発生。
 - ・大規模な感染拡大が認められている地域はなかったものの、政府は、同月 25 日、同時点までに講じている対策と今後講じていくべき対策を整理し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定した。その中で、今後の対策として、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトすること、学校等の臨時休業等を要請すること等が示された。
- ○令和2年2月27日
 - ・内閣総理大臣が、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、同年3月2日からの臨時休校を要請。
- ○令和2年3月26日
 - ・新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府対策本部設置。
- ○令和2年3月28日

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)決定。 まん延防止策として、密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件(いわゆる「三つの密」。) が同時に重なるような集まりについて、自粛の協力を強く求めること等が定められた。

イ 裁判所の対応 - 感染防止措置,柔軟な期日の変更等 -

- ○令和2年2月頃まで(同月3日付け,同月18日付け各総務局参事官事務連絡参照)
 - ・国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が報告されるようになって以降,政府等から示される感染防止策を参考に,裁判所でも感染予防に努めてきた。
- ○令和2年3月27日(同日付け総務局参事官事務連絡参照)
 - ・最高裁において、BCPに基づき新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日付け)や基本的対処方針(同年3月28日付け)を踏まえて(同年2月26日付け,同月28日付け,同年3月6日付け,同月31日付け各総務局参事官事務連絡参照)
 - ・手洗い, 咳エチケット, マスク着用の推奨, 傍聴席における間隔を空けた着席のお願い, いわゆる 三つの密の回避などの感染拡大防止策を実施。
 - ・期日の性質や当事者の意向等も考慮した上で、要急でないものや三つの密を避けることが好ましい 期日について、取り消したり、他の方法で実施したりして柔軟に対応。
 - ・各庁において、緊急事態宣言や外出自粛要請がされた場合等の対応を検討。

(3) 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

ア 社会的事象

- ○令和2年4月7日 (同日改正後の基本的対処方針)
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言。

実施期間:令和2年4月7日から同年5月6日まで

対象地:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県,大阪府,兵庫県,福岡県

- ・併せて、政府は、感染拡大防止のため、密閉、密集、密接のいわゆる三つの密を避けるとともに、 人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することを目指して、外出を自粛するよう要請。
- ○令和2年4月16日(同日変更後の基本的対処方針)
 - 緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大。

このうち、上記7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた特定警戒都 道府県(以下「特定警戒都道府県」という。)について、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取 組を進めていく必要があるとした。

- ○令和2年5月4日(同日変更後の基本的対処方針)
 - ・緊急事態措置の実施期間を令和2年5月31日まで延長。
 - ・特定警戒都道府県:引き続き、これまでと同様の取組が必要。
 - ・それ以外の都道府県:「最低7割,極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出自粛についての協力要請は行わず、地域の感染状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していく。
- ○令和2年5月14日(同日変更後の基本的対処方針)
 - ・緊急事態措置を実施すべき区域を,北海道,埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,京都府,大阪府 及び兵庫県に変更。
 - ・全般的な方針として、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと等が示されたが、緊急事態措置の対象とならない 39 県について、引き続き、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点か

ら避けるよう求めるとともに、自粛要請等の緩和及び解除について、慎重に対応するものとする。

- ○令和2年5月21日(同日変更後の基本的対処方針)
 - ・緊急事態措置を実施すべき区域を、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更。

イ 裁判所の対応 - 地域の状況に応じた業務縮小などの対応 -

- ○緊急事態宣言の発出を受けて(令和2年4月7日付け,同月17日付け各総務局参事官事務連絡参照)
 - ・特定警戒都道府県に所在する裁判所

緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、裁判所としても、国の一機関として、新型コロナウイルス 感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であることから、当初の対象地域であった 7都府県に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた特定警戒都道府県に所在 する裁判所では、裁判官で申合せをするなどした上で、当該状況下でも裁判所として必要な機能を 維持できる範囲に業務を縮小することとし、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等 をできる限り回避することとした。

- ・特定警戒都道府県以外の地域に所在する裁判所 当該地域における平日の外出自粛要請の有無や内容等を踏まえて業務縮小等の対応を講じた。
- ○緊急事態措置実施期間の延長(令和2年5月1日付け,同月5日付け総務局参事官事務連絡参照)
 - ・事態が長期化している中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を考慮した上、実施を 見送っている裁判手続のうち一定程度を再開することを検討し、加えて、政府において、特定警戒 都道府県以外の地域について、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行し ていくこととされたことを踏まえ、当該地域における外出自粛の促しの状況等を勘案して、実施す る裁判手続の範囲等を検討し、少しずつ期日指定を開始。
- ○緊急事態措置実施区域の縮小(令和2年5月15日付け,同月22日付け総務局参事官事務連絡参照)
 - ・令和2年5月14日及び同月21日に、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことに伴い、緊急事態措置の対象とならなくなった地域については、政府の基本的対処方針において、「三つの密」を避けることが求められるとともに、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調されていることを踏まえ、「三つの密」を避けることを徹底するなどの感染防止策を講じながら、実施する裁判手続の範囲等を段階的に拡大していくこととした。

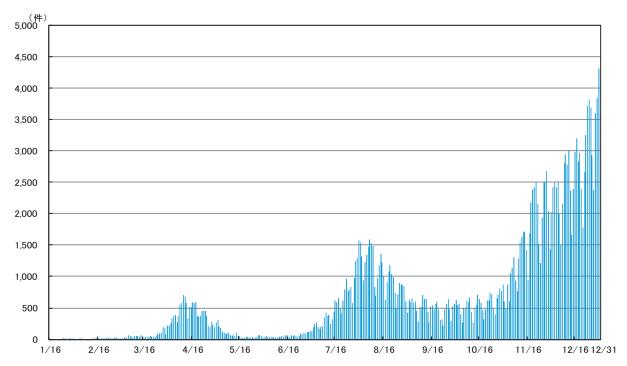
(4) 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

ア 社会的事象

- ○令和2年5月25日(同日変更後の基本的対処方針)
 - 緊急事態宣言が全国で解除。
 - ・「三つの密」の回避、マスクの着用をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防 する「新しい生活様式」の定着等を前提に、一定の移行期間を設け、外出の自粛等の要請を緩和し つつ、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていく。
- ○令和2年11月9日
 - ・新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、事業者が、感染リスクの高まる場面を 踏まえて業種別ガイドラインを確実に実践することや、これまでの経験や新たな知見等に基づいて 業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと等を提言。
- ○感染者の推移等
 - ・緊急事態解除宣言までの間,一日の新規感染者は,最大で約700人であったが,緊急事態解除宣言後,6月にかけて,一日の新規感染者数は,100人を下回る状況が続いていた。しかし,7月から感染者が再び増え始め,8月には一日の新規感染者数が約1,600人に上ることもあった。その後,感染者は600人前後に一旦減ったものの,11月頃から,一日の新規感染者数が増加し,12月には

- 一日 4,000 人前後の新規感染者が報告される日もあった。(【図8】)
- ・5月の緊急事態解除宣言後、地方自治体において、外出自粛要請を行ったケースはあったが(例えば、札幌市では、令和2年11月7日以降の、大阪府では、令和2年12月4日以降の、不要不急の外出を自粛するよう要請がされた。)、令和2年中に緊急事態宣言が再度発出されることはなかった。

【図8】新型コロナウイルス感染症陽性者数の推移(全国)



※ 厚生労働省公表データに基づくもの

イ 裁判所の対応 - 地域の実情に応じた段階的な業務再開とその後 -

- ○段階的な業務再開(令和2年5月26日付け総務局参事官事務連絡)
 - ・緊急事態宣言は全地域で解除されたものの、政府の基本的対処方針において、「三つの密」を避けることが求められるとともに、社会経済の活動レベルを段階的に上げていくことが強調されていることを踏まえ、「三つの密」を避けることを徹底する感染防止策を講じながら、地域の実情にも留意し、段階的に業務を再開していった。
 - ・各裁判所において、感染拡大前と同程度に業務を行うようになったものの、感染防止策に伴う制約 もあるため、裁判運営上の工夫を凝らすなどしている。
- ○裁判所における感染防止対策の在り方についての整理(令和2年10月26日付け,同年12月4日付け総務局参事官事務連絡)
 - ・最高裁において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、裁判手続や法廷等の特殊性を踏まえた、リスク態様に応じたメリハリの利いた感染防止対策についての考え方を整理し、全国の裁判所に周知したほか、その内容を裁判所のウェブサイトで公開。
 - *感染リスクの高い場面を特に意識して、取組を強化(マスク着用の徹底、体調不良者の来庁をできる限り回避することなど)

*一定の緩和を含めた適切な対策 (1メートル程度の間隔を空けていた一般の傍聴席の利用方法について当面は傍聴席を1席空けとするなど一般の傍聴席部分を50パーセントとすることなど)

※令和3年1月7日からの緊急事態措置実施期間中の対応について (社会的事象)

- ○令和3年1月7日 (同日変更後の基本的対処方針)
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言。

対象地:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県(その後,令和3年1月13日に,栃木県,岐阜県,愛知県,京都府,大阪府,兵庫県及び福岡県を追加。同年3月21日までに、全ての対象地域について緊急事態解除宣言。)

・より効果的な感染防止策等を講じていくこととし、緊急事態措置対象地域において、社会 経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、飲食につながる人の流れを制限する ことを実施する。

(裁判所の対応-裁判手続の運用上の工夫等により裁判業務を継続ー)

○裁判業務の継続(令和3年1月8日付け、同月14日付け総務局参事官事務連絡)

上記のとおり、政府の基本的対処方針の内容が令和2年の緊急事態宣言時と異なること、公 衆衛生学等の専門的知見に基づき、令和2年12月に感染リスク態様に応じて整理した感染防 止策が実効的に実施されていることなどから、効果的な感染防止対策を徹底しつつ、電話会 議やウェブ会議などの裁判手続の運用上の工夫や在宅勤務等の活用を行って裁判業務を継続 した。

4 東京地方裁判所本庁及び東京家庭裁判所本庁の具体的な対応状況等

(1) はじめに

前記のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた裁判所の対応は、地域の状況等も踏まえて行われたため、地域の状況等に応じて、対応は必ずしも一様ではないと思われるが、全国の中でも東京都の感染状況が深刻であったことを踏まえ、東京地裁本庁及び東京家裁本庁の具体的な対応状況を調査したので、その結果を報告する。

(2) 民事事件についての対応状況

ア 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

- ○感染防止の取組
 - ・東京地裁本庁では、令和2年2月後半頃から、感染拡大を念頭においた対応を検討。 体調不良等を理由に出頭しない当事者を不利益に扱わないこと、マスクの着用の推奨、法廷の傍聴 席の制限、柔軟な期日の取消しなどの感染防止策を講じた。

イ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

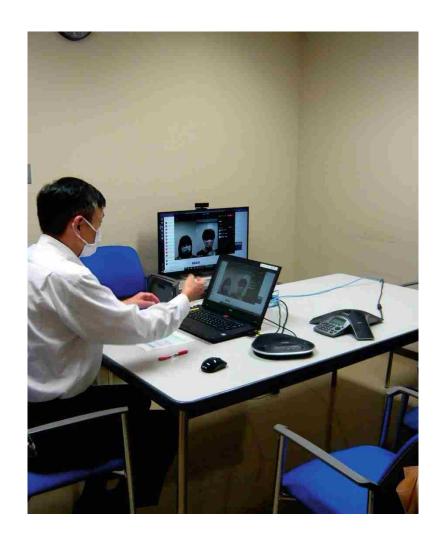
- ○緊急事態宣言を受けた業務の縮小
 - ・令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、政府から人と人との接触の機会を最低7割、極力8 割削減することを目指して、外出を自粛するよう要請がされたことを踏まえ、緊急性の高い業務を 継続業務として、その業務に必要な範囲の態勢とした。
 - ・継続業務としたのは、文書受付業務、民事保全事件やDV事件(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令申立事件)、特に緊急性のある倒産や民事執行など、緊

急性の高い事件である。

- ・それ以外の事件は中断することとし、民事通常訴訟などでは全ての期日を取り消した。なお、電話会議や判決言渡期日など、当事者が出頭せずに実施可能な期日についても、期日の準備や判決への対応の検討などのために人の移動や接触が生じることになるため、それらの期日も含めて取り消すこととした。
- ・対応に当たっては、事前に弁護士会に説明をするとともに、東京地裁ホームページにも掲載して、 周知した。

○緊急事態措置の実施期間の延長

- ・事態の長期化を踏まえると、令和2年4月7日の緊急事態宣言発出を受けて取り消した事件の中に、これ以上先延ばしにできないものがあったことから、和解成立予定の事件や要急の尋問など、少しずつ期日を入れ始めることとした。
- ・人の移動や接触を避けるという要請を踏まえ、出頭しないで手続を進められるようにできる限り電話会議やウェブ会議を利用したほか、通常の法廷などできる限り広い部屋を使用する、広い部屋を確保するため、各部ごとに開廷を隔週にするなどの感染防止策を講じることとした。



(東京地方裁判所本庁・ウェブ会議〔イメージ〕)

ウ 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

- ○緊急事態解除宣言後の段階的な業務再開
 - ・緊急事態宣言は解除されたものの、感染が収束していたわけではないことも踏まえて、段階的に業務を再開することとし、前述の感染防止策に加えて、同一時刻に複数事件の期日指定をしないなどの感染防止策を講じながら、再開する業務を少しずつ増やしていった。
 - ・東京地裁本庁では、令和2年8月には、緊急事態宣言前と同様の事件処理を行えるようになったが、 感染防止の観点から広い部屋で期日を実施するため、引き続き開廷を隔週とした。
- ○業務再開後の運営上の工夫例等
 - ・全ての事件の期日を取り消したため、一時的に未済事件が増え、また、広い部屋を利用する観点から隔週開廷としており、部で利用可能な法廷等の制限もあることから、業務を再開するに当たっては、裁判官は、自身の担当事件だけではなく、法廷等を共用する同じ部の他の裁判官の事件も含め、部で担当している事件の全体像を把握して、全体としてどのように事件を動かしていくことが迅速な事件処理につながるのか、裁判官同士で議論がされた。これにより、自分の担当している事件の把握が深まったばかりではなく、部全体の状況の把握が深まった。
 - ・利用できる法廷等が限られることに伴って指定できる期日が限られる中で、機械的に期日を重ねる のではなく、期日で何をするのか、充実した期日とするためにはどのような準備を行うのかなどを 改めて検討する機運が高まった。
 - ・非開廷週を事件の検討に充てることによって、複雑な事件の準備や検討が進んだ。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに始めた工夫の中には、新型コロナウイルス感染症が 収束した後も取組を続けていくべきものがあると認識されるようになった。

(3) 刑事事件についての対応状況

ア 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

- ○令和2年3月時点で裁判員裁判の期日取消し
 - ・令和2年2月までは、通常事件と裁判員裁判対象事件、いずれも平常どおり実施。
 - ・同月末に同年3月2日からの学校の休校要請がされ、感染症の実態が分からない中で、裁判員候補者に裁判所に集まってもらうことが適切ではないと考えられた。当事者の意見を聞いた上で、各裁判体の判断により、同月中に裁判員選任手続を予定していた裁判員裁判の選任手続期日及び公判期日を取り消した。
 - ・裁判員裁判以外の刑事事件は、民事と同様の感染防止策を講じながら、ほぼ平常どおり審理していた。
 - ・このような対応については、事前に検察庁と弁護士会に事情を説明した。

イ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

- ○緊急事態宣言を受けた業務の縮小と被告人が勾留されている事件の継続
 - ・刑事では、令状事務、医療観察事件のうち入院命令・決定が出されている事件、公判事件のうち被告人が勾留されている事件(追起訴が予定されている事件等を除く。)を継続業務として業務を行うことを申し合わせた。裁判員裁判以外の公判事件のうち、被告人が勾留されている公判事件については、未決勾留の状態をできるだけ早く解消する必要性が高いことから、緊急事態宣言下でも原則として審理を行うこととしたものであり、他方、在宅起訴や被告人が保釈中の公判事件について、原則として期日を変更した。
- ○裁判員裁判事件の延期と再開後に向けた工夫
 - ・裁判員裁判のうち、緊急事態措置の実施期間中に期日が予定されているものは、当事者の意見を 聞いた上で、延期することとした。

・裁判員裁判について、緊急事態措置の実施期間中も、広い部屋を利用して公判前整理手続を実施したり、電話を利用して公判前整理手続に代わる打合せを行ったりして、審理の再開に向けた準備を 進めていた。

ウ 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

- ○感染防止措置を講じた上での裁判員裁判の再開
 - ・緊急事態解除宣言後,裁判員裁判については、令和2年6月1日以降に選任手続が予定されている ものから再開した。緊急事態措置の実施期間中も、審理の再開に向けて、公判前整理手続等を行っ ていたため、順調に審理を再開できた。
 - ・裁判員裁判を再開するに当たって検察庁と弁護士会に説明したほか, 感染防止策について, 東京地 裁ホームページに掲載して周知を行った。
 - ・裁判員裁判事件の再開に当たっては、幅広い国民の方々に参加してもらえるよう、以下のような感染防止策を講じている。
 - *裁判員候補者にマスク着用や手指の消毒を依頼
 - *広い裁判員等選任手続室を使用し、候補者間の距離を確保
 - *裁判官及び職員のマスクの着用、検察官、弁護人等に対するマスクの着用依頼
 - *法壇におけるアクリル板の設置、法廷の消毒、休廷中の換気
 - *広い評議室の使用(相互に2メートル以上確保), 定期的な換気
 - *裁判員等選任手続期日や公判期日の指定に当たり,通勤時間帯を避ける
 - *裁判員には、昼食は各自の席で食べてもらい、会話をする場合は、食後にマスク着用の上でして もらうよう要請

これらの感染防止策について,裁判員等経験者からは,感染防止への配慮により,安心して審理や評議に臨むことができたという意見が多く聞かれた。なお,使用している評議室が広く,裁判官や他の裁判員との距離が離れているため,一体感が持ちにくいという意見もあり,この点を踏まえた丁寧な評議を心がけている。



(東京地方裁判所本庁・裁判員法廷)



(東京地方裁判所本庁・評議用の部屋)

○業務再開後の運営上の工夫例等

- ・公判前整理手続に代わる打合せについて、必要に応じ、電話会議を活用している。
- ・裁判員選任手続期日における進行を迅速に進めるため、裁判員候補者が裁判員選任手続期日において辞退の申出をした場合において、質問票の回答の記載内容から判断が可能な場合には、個別質問を行わないことがあるようになった。

(4) 家事事件についての対応状況

ア 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出までの状況

- ○感染防止の取組
 - ・令和2年2月頃までには、人事訴訟法廷の傍聴席について、間隔を空けるよう座席の使用制限を行った。
 - ・同年3月に入り、「三つの密」の回避の観点から、比較的狭い調停室を使用しないこととし、これに伴い、急を要するとはいえない事件等について、期日の変更等を行った。また、当事者待合室が密な状態にあったことから、会議室や研修室等を開放し、臨時の待合室として利用した。

イ 令和2年4月7日の緊急事態宣言発出から、同年5月25日の緊急事態解除宣言までの間の状況

- ○緊急事態宣言を受けた業務の縮小
 - ・人事訴訟,調停は,条約上一定期間内の迅速解決を明示的に目指しているハーグ条約実施法関連の 事件を除き,ほぼ期日が取り消された。
 - ・審判も、多くの事件の期日が取り消されたものの、判断を急ぐ必要のある事件が多く、審判廷が比較的広く、集まる人数も調停に比して少ないことも踏まえ、一部事件(ハーグ条約実施法関連の事件に加え、保全事件、子の引渡しや婚姻費用・養育費請求事件のうち、特に急ぐもの)については期日を維持した。
 - ・このような対応については、事前に弁護士会に説明したほか、東京家裁ホームページにも、期日の 取消等について掲載して、周知した。
 - ・家庭裁判所調査官の調査は、期日を維持した事件や年齢が切迫している特別養子申立事件などにおいて行われたものの、新規調査はほぼ実施することができなかった。

○緊急事態措置の実施期間の延長

- ・緊急事態解除宣言後に速やかに事件進行を図れるよう、解除時の業務の再開状況について検討する とともに、事態の長期化の中で、面会交流申立事件で葛藤が高まるなど事案の状況に変化が生じて 早期判断の必要性が高まることもあり得ることから、個別の事案ごとに、早期の進行の要否につい ても検討を行った。
- ・後見人等の監督事件において一定以上の間隔が空くことは望ましくないこと,後見等の開始事件について,特別定額給付金の申請期限の関係で,申請人が被後見人である場合の判断が急がれたこと,後見人等の報酬請求の要請があることなどから,一定数の後見等の事件を早期に処理する必要があったものの,縮小後の当初の態勢では十分な対応ができなかったことから,職員の出勤を増やして対応した。

ウ 令和2年5月25日の緊急事態解除宣言後の状況

- ○緊急事態解除宣言後の段階的な業務再開
 - ・感染防止の観点から、マスクの着用や換気等を徹底すること、比較的狭い調停室は引き続き使用しないこと、当事者側と調停委員側を隔てるようにビニールカーテンの設置等の対応をとったほか、 充実した事情聴取等と感染防止を両立させながら調停運営を行う観点から、事案等を踏まえながら、 接触時間の短縮のために調停時間を従前より短くしつつ、充実した事情聴取に必要な時間は確保すること、調停時間の短縮を前提として、調停期日の実施の時間枠を、午前1枠、午後2枠として、

そのうち、従前はあまり利用されていなかった午後の2枠目の活用を徹底すること、電話会議の利用を拡大することなどの対応をとった。

- ・このような対応の方針については、事前に、弁護士会や調停委員に対して説明したほか、東京家裁ホームページに掲載して、周知した。
- ・速やかな進行を求められる事案についてある程度事前に検討ができていたことから、再開後に期日 指定する事件の選別はスムーズに行えたものの、期日指定に当たっては当事者だけでなく調停委員 との調整も必要であったため、期日調整に時間を要することがあった。なお、従前から、次回の期 日だけでなく、次々回の期日も含めた2回分の期日指定を行う運用があったが、そのような運用を していた事件では、緊急事態解除宣言後の期日も既に指定された状態であったため、期日調整に伴 う影響は限定的であった。



(東京家庭裁判所本庁・調停室)

○業務再開後の運営上の工夫例等

- ・新型コロナウイルス感染症を契機として、調停の本質・利点に立ち返って調停運営の在り方をより 良く改善する取組を進めており、具体的な工夫例としては例えば以下のものがある。
- *事案の性質・内容等に応じて、委員会調停か単独調停か、代理人のみを出頭させるか、電話会議の利用、調停に代わる審判の活用、調停期日の回数等について、選別するなどのメリハリをつけている。例えば、事実関係にあまり問題のない事案など、調停委員による聴取の必要性が乏しい事件では、委員会調停とせず、裁判官だけの単独調停とする。
- *調停期日における電話会議の利用の拡大は、感染防止の観点からだけでなく、事案の性質上、当事者の接触を避けるのが好ましい事件の進行にも役立っている。

4 検証検討会での議論

1 令和2年の月ごとの事件の概況について

まず、新受件数について、緊急事態解除宣言後、特に民事事件に関して、感染拡大前の状態に戻っていないことが指摘された。これについて、緊急事態解除宣言後も、社会の状態が直ちに回復したわけではなく、依頼者側の要因で社会における訴訟に関する動きが鈍っているのではないか、との指摘があった。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い生じていると言われる紛争に関連する事件類型の動向への関心が寄せられ、統計上、直ちに顕著な変化が表れていないとしても、行政などによるセーフティネットが功を奏しているために裁判として顕在化していない可能性も考えられるところであり、今後も、新受件数や提起される事件の内容の変化など、予断を許さないとの指摘があった。

緊急事態宣言中、刑事事件の新受件数が減っていることについて、緊急事態宣言中、感染拡大地域所在の検察庁では、被疑者の身柄が拘束されている事件の処理を優先的に行い、在宅事件については早期処理の必要性の高いものに絞って処理をしていたところが多いことが影響しているのではないかとの指摘があったほか、外出機会が減ったために、街頭犯罪自体が減った影響があるのではないかとの指摘もあった。

既済件数は令和2年8月以降,おおむね感染拡大前の状態に戻っているが,未済件数は緊急事態宣言前の状態まで至っていない点について,既済件数を増やすことだけに囚われるのではなく,緊急事態宣言下に記録の検討や判決起案を進めたことを再開後の審理につなげるなどして,適正かつ充実した事件処理を行うことが大切であるとの指摘があった。

2 新型コロナウイルス感染症の影響と裁判所の対応について

裁判所の業務は社会的に重要なものであり、令和2年の緊急事態宣言時の対応によって、止めることの影響は大きいことが明らかとなり、今から振り返れば、絞りすぎた面がないかと思っているとの意見があった一方で、令和2年の緊急事態宣言時には、新型コロナウイルス感染症の実態もよく分かっておらず、広めの対応をしたことはやむを得ないとの意見があった。その上で、令和2年の経験を生かして、今後は工夫をしながら乗り切っていくことが大事だとの意見があった。

令和3年1月7日の緊急事態宣言発出後も裁判業務を継続していることについて、感染防止に関する専門的な知見が周知されていること、民事裁判手続におけるウェブ会議の活用や、対面を要しない手続を活用しつつ、開催が限られる期日の内容を充実させるためのメリハリをつけた審理をする意識が涵養されていることが大きいとの意見があった。また、コロナ禍で、令和2年から導入が始まった民事訴訟手続におけるウェブ会議の利用が促進された面があり、新型コロナウイルス感染症による制約下における運用上の工夫は、民事訴訟手続のIT化に向けた動きを加速化させたとの意見もあった。

5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて

令和2年の概況はそれぞれ次章以降のとおりであるが、東京地家裁本庁の令和2年の月ごとの統計デー 夕からは,令和2年の緊急事態宣言発出に伴う業務継続や業務縮小などの裁判所の対応が,既済件数として 統計に表れていることが明らかになったほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済活動の 抑制が、新受件数の減少として表れた可能性があると指摘されたところである。令和2年の緊急事態解除宣 言後、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立が図られ、裁判所においても、段階的に業務を再開させて、 令和2年8月以降は既済件数がおおむね前年と同程度の水準に回復した。感染拡大防止の要請と紛争解決を 使命とする司法の役割とを調和させることは最重要課題となっており、裁判所は、専門的知見を踏まえた感 染拡大防止策を確実に講じた上で、各地の実情に応じた運用上の配慮や工夫を重ねながら、できる限り安定 的に裁判を継続していくこととして、令和3年1月の緊急事態宣言発出後も電話会議やウェブ会議等を活用 して裁判業務を継続しているとはいえ、新型コロナウイルス感染症の社会経済活動への影響はなお続いてお り、新型コロナウイルス感染症の収束までにはなお一定の期間を要することが見込まれるところであり、今 後の統計データの分析に当たって、新型コロナウイルス感染症の状況や影響等には引き続き注意を払う必要 がある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や生活様式の変化などに伴って社会で生じてい る問題も指摘されているところであり、そのような紛争が今後、裁判として顕在化することで、提起される 件数だけでなく、提起される事件の類型や内容について変化する可能性があることにも十分配慮して分析を 行う必要があろう。

また、これまで、民事・刑事・家事の各分野を通じて、大きく見れば適正迅速かつ充実した審理のため に認識共有が必要であり、認識共有のためのコミュニケーションをいかに図るかといった課題に取り組んで きたところ,東京地家裁本庁を対象にした調査や次章以降で報告する実情調査の結果からは,令和2年の緊 急事態解除宣言がされた後も、感染防止の観点から、①使用できる法廷を限る等したために、期日の実施回 数や1回の期日の時間を限ったり、②従前と比較して対面でのコミュニケーションの機会を減らしたりして いるなど、認識共有を図る上での外在的な制約が大きくなっている実情が明らかになり、これまでの課題が より浮き彫りになった側面がある。他方で、感染拡大防止を図りながら、裁判機能を適切に維持するため、 令和2年4月の緊急事態宣言時の経験も生かしながら裁判手続の運営上の工夫や取組等が行われていること が紹介され、そのような工夫や取組等の中には、①期日の実施回数や時間が制約されていることを踏まえ、 限られた期日を充実させたものにするため、期日間準備の充実やホワイトボード等の活用を含む期日におけ る議論の充実に向けた取組や、②電話会議のより積極的な活用、民事訴訟手続におけるウェブ会議や書面に よる準備手続の活用など、対面に代わるコミュニケーション手段を活用することによる認識共有の促進に向 けた取組も見られた。新型コロナウイルス感染症の収束が見通しにくく、今後も対面でのコミュニケーショ ンについて一定の制約がある中で、どのように裁判所と当事者との間で認識共有を図っていくのかという点 について、様々な工夫や取組が進められ、そのような中で、新たな課題が浮き彫りになる可能性もある。今 後、新型コロナウイルス感染症を契機とした課題や取組等の状況にも注視しながら、迅速・充実した審理に 向けての課題を検証していく必要がある。